

山形県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

平成19年2月1日
条例第10号

山形県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事項については、山形市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年山形市条例第42号）の規定を準用する。

この場合、同条例の規定中「市長」とあるのは「広域連合長」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。